

## 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

平成 28 年 1 月のマイナンバー制度の開始に当たり、特定個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 2 号。以下「本告示」という。）を公表しております。

本告示においては、特定個人情報の漏えい等が発生した場合の対応のひとつとして、平成 28 年 1 月発足の個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に対して報告するよう努めることが定められていますが、当該報告は原則として、主務大臣の個人情報保護ガイドライン等の規定に従って行うこととされています。

各金融機関におかれては、本告示に基づき、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の規定に従って、金融庁又は財務（支）局（以下「監督当局」という。）宛に報告していただく必要があるところ、「金融機関における個人情報保護に関する Q & A」（以下「Q & A」という。）の考え方も踏まえ、特定個人情報の取扱いの重要性に鑑み、報告方法について下記のとおり定めました。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 28 条の 4、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則第 2 条及び第 3 条並びに本告示に基づき、重大事態等に関する報告については、委員会に直接報告することとされています。

但し、この場合でも、これまでどおり、各業法及び個人情報保護法に基づき監督当局への報告も併せて必要となりますので、ご留意下さい（番号法第 28 条の 4 に規定する重大事態等に該当し、委員会に直接報告を行う場合には、監督当局への報告の際にその旨もお知らせ下さい）。

（注）当該重大事態等のうち、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案については、必ずしも監督当局への報告を一律に求めるものではありませんが、不祥事件届出の該当有無については、各業法の規定に基づき適切にご判断願います。

## 記

### 1. 報告の方法

個人情報漏えい事案等発生時における監督当局への報告に関して、Q & A では、個別の事案ごとに、漏えい等した情報の量や、「機微情報の有無」、「二次被害や類似事案の発生の可能性」などを検討し直ちに報告を行う必要性が低いと判断したものであれば、月に一回程度にまとめて報告しても差し支えないとされているところです（Q & A 問 V - 10）。

この点、特定個人情報については、社会保障等の分野で、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、これが漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招くなど、二次被害の発生する可能性があるため、原則に則り、漏えい事案等が発生した場合、都度直ちにご報告いただくようお願いいたします（但し、明

らかに二次被害の発生の可能性がない場合には、例外的に、Q&A付属の別紙様式2により、月に一回程度にまとめて報告しても差し支えありません。)

なお、報告に当たっては、特定個人情報の漏えい等発覚時に、当該時点で把握できている事案内容について、直ちに別添様式(Q&A付属の別紙様式1)に記載の上、監督当局宛に第一報(ドラフト版)をご提出願います。

その後の調査結果を踏まえた事実関係、原因分析又は再発防止策等が確定しましたら、正式に個人情報漏えい等報告書(Q&A付属の別紙様式1)を監督当局宛にご提出願います。

## 2. 報告形態(番号法第28条の4に規定する重大事態等を除く)

特定個人情報に関するもの以外の個人情報も含む漏えい等が発生した場合には、委員会に対する報告のため、監督当局宛の報告書に加え、特定個人情報に係る部分を抜粋した委員会宛の報告書(Q&A付属の別紙様式1を使用可)も作成の上、監督当局宛にご提出願います。



(注)漏えいした情報の種類・内容及びその数(センシティブ情報を含む場合は、その数も明記)について記載のこと。また、「個人データ」及び「個人顧客情報」について内訳を明記すること。

「暗号化等の情報保護措置の有無」には、漏えい等発生時点で、これらの情報に関し予め講じられていた措置の有無について記載する。